

議 事 録

会議名	令和3年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会	
年月日	令和3年6月30日（水）	
時間	午後2時～午後3時30分	
出席者	委員	委員長 上原 正子（愛知みずほ短期大学） 副委員長 野崎 千佳（N.キッズファミリークリニック） 委員 近藤 良江（志水小学校長） 委員 近藤 睦（豊山中学校栄養教諭） 委員 坂東 裕子（豊山小学校栄養教諭） 委員 服部 令（西春日井広域事務組合消防本部） 委員 加納 英作（志水小学校保護者）
	事務局職員	教育長 北川 昌宏 教育委員会事務局長 安藤 憲司 学校教育係長 菊地 智行 学校教育係員 川原 美香
欠席者	委員	委員 伊藤 和代（豊山小学校養護教諭）
協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育長挨拶 2 委嘱状交付 3 委員長挨拶 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1）アレルギー除去食提供の実施状況について （2）学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて （3）意見交換 5 その他 	
議事内容		
【1 教育長挨拶】		
【2 委嘱状交付】		
【3 委員長挨拶】		
【4 議題】		
（1）アレルギー除去食提供の実施状況について		
事務局	（資料に基づき説明）	
委員	子どもにとって除去食用の容器は大きい。安全上容器を変えることが大切であることは、本人に理解してもらっているが、容器が大きいと器を持って食べることが難しい。今後配慮してもらえると良い。	

事務局 長	検食で除去食を食べることがある。容器の形とスプーンの形を考えると、食べにくいと感じる。容器は今後の課題だと思っている。安全に提供することを第一に考えた上で、改善に向けて検討していく。
委員	違う色の食器を用意して、それに移し替えて食べるのが良いのでは。
委員長	他の市町村でも、同様の容器を使用しているのか。
委員	似たような容器で提供していると思う。 アレルギーのある子は、いただきますをした後に別の容器に移し替える等、市町村によってルールを決めている。
委員長	食器を余分に用意すれば対応できる気がするが、1年生にそれができるのか、という課題もあるため検討してほしい。
委員	豊山町は、乳と卵の除去食を提供しているが、今後小麦の除去食の提供はあるか。
事務局 長	給食を安全に提供することが大前提。近隣のアレルギーの対応状況を確認したところ、乳と卵のみの除去食提供を行っている市町村が大多数。小麦の除去食の提供を行うと、対応が複雑になり、事故につながる恐れがあるため、当面は乳と卵のみ。
委員長	現場は順調に回っているのか。
委員	栄養士と責任者の2名でチェックし、十分に注意しながら配缶している。
(2) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて	
事務局	(資料に基づき説明)
委員	学校生活管理指導表を記載する際に、I g E抗体検査の結果を添付しなければならないか。
事務局	添付する必要はない。
委員	加熱したりんごが食べられる場合、どういった表記をしたら良いか。
委員長	町のマニュアルは、県のマニュアルに準じて作成しているが、県のマニュアルでは、口腔アレルギーについて言及していない。豊山町が独自に定めるとなると、共通理解が必要になる。項目立てした方が良い。
委員	自由記述だと書き方に迷うので、チェックを入れるようにした方が良い。

委 員	部分解除の場合は、「食物アレルギー対応申請書（変更）」を提出すれば良いか。
事 務 局	そう。
委 員 長	学校生活管理指導表の書き方についての医者への通知文は、どこに書いてあるか。
事 務 局	今回の資料には記載していない。今後作成する。マニュアルの見直しを行ったことや、学校生活管理指導表の書き方について周知をする予定。
委 員	くるみやナッツのアレルギーを持つ子が増えている。給食では、どれくらい提供されているのか。
事 務 局	基本方針にあるように学校給食では、「そば、落花生、あわび、いくら、キウイフルーツ、まつたけ、くるみ、カシューナッツ、生の山芋（エキスを除く）」を提供しない。
委 員	マニュアルの見直しを行い、修正後のマニュアルが施行されるのはいつからか。 マニュアルの文言が「弁当対応を基本とする」という記載から、「弁当対応とする」という記載に変更された。また、除去する必要のない調味料・だし・添加物等の表に「ごま油」が追加された。 学校には、ごま油を除去している子どもや、油の共用が困難な子どもがいる。マニュアルの見直しに伴い、完全弁当対応になるのか。
事 務 局	ごま油にアレルギーがある場合、重篤なアレルギーがあるため、弁当対応となる。ただし、本当にそこまでの対応が必要なのか、まずは主治医に確認してもらい、症状によって、完全弁当なのか一部弁当なのか、個別に対応を行う想定をしている。
委 員 長	マニュアルに書かれてしまうと、個別対応は難しくなり、完全弁当の対応になる。
事 務 局	ごま油にアレルギーがある子どもには、安全な給食の提供が困難であるため、完全弁当対応とする。死亡事故が発生することはあってはならない。
教 育 長	保護者に対し、きちんとした説明が必要。
委 員	負荷試験には時間がかかる。4月のアレルギー面談で、すぐに答えを出すことはできない。前もって周知が必要。
委 員	少し猶予期間がほしい。ごま油にアレルギーがいる子ども

	以外にも、油の共用が難しい子どももいるため、保護者の理解を求める必要がある。
委員長	遅くとも2学期の終わりには周知が必要。
委員	8月過ぎから周知し、4月の面談のときから新しいマニュアルに沿った対応をするということで良いか。
委員長	マニュアルP13の調味料・だし・添加物に関する対応は、国に準じて文言を修正すること。
委員	説明は教育委員会から行ってほしい。
委員長	油の共用が難しい方やごま油の除去対応が必要な方には、事前に面談をして、保護者に話をする必要がある。 重篤な症状かどうかは、医者に相談してもらおう。ごま油にアレルギーがあり、既に除去対応をしている方については、そのまま続けてもらい、町としての姿勢が変わることを説明し、理解をしてもらおう。
事務局	施行日やスケジュールは、次回までに事務局内で検討する。
(3) 意見交換	
委員	アレルギーに起因する事故が全国で発生している。マニュアルを作るだけでなく、職員に周知することも大切。